

令和7年度

第4回 香川県公共事業評価委員会

令和7年10月28日

目 次

【総括資料】

| | |
|---------------------------|----|
| ○ 議事次第 | 1 |
| ○ 委員会委員名簿 | 2 |
| ○ 香川県公共事業評価実施要領 | 3 |
| ○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱 | 6 |
| ○ 香川県公共事業評価委員会傍聴要領 | 8 |
| ○ 新規事業採択時評価対象事業位置図 | 10 |
| ○ 新規事業採択時評価対象事業総括表 | 11 |
| ○ 新規事業採択時評価の視点と対応方針決定の考え方 | 12 |
| ○ 新規事業採択時評価実施要領 | 13 |

【別添資料】

| | |
|---------------------|------|
| ○ 久保田地区事業間連携砂防等事業 | 資料－1 |
| ○ 平岡西川（1）事業間連携砂防等事業 | 資料－2 |
| ○ 丸山川（2）事業間連携砂防等事業 | 資料－3 |
| ○ 岡西谷川事業間連携砂防等事業 | 資料－4 |
| ○ 大木戸川まちづくり連携砂防等事業 | 資料－5 |

令和7年度 第4回 香川県公共事業評価委員会

議 事 次 第

日 時：令和7年10月28日（火）9：00～

場 所：香川県庁 本館12階大会議室

- 1 開 会
- 2 新規事業採択時評価の審議
 - 新規事業採択時評価の説明及び質疑応答
- 3 その他
- 4 閉 会

香川県公共事業評価委員会委員名簿

(令和7年10月現在)

| | |
|-----------------|-------|
| 香川大学 名誉教授 | 白木 渡 |
| 香川大学創造工学部教授学部長 | 末永 慶寛 |
| 佐藤好美建築工房主宰 | 佐藤 好美 |
| (株)人間科学研究所所長 | 池田 弘子 |
| 香川大学経済学部准教授 | 福村 晃一 |
| (一社)香川経済同友会専務理事 | 國村 一郎 |
| 香川大学創造工学部准教授 | 玉置 哲也 |

以上 7委員(敬称略・順不同)

香川県公共事業評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

1 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費を予算化しようとする事業
- (2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

2 再評価

再評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

3 事後評価

事後評価を実施する事業及び整備計画は、以下のとおりとする。

- (1) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業
- (2) 整備計画終了後

4 その他

上記1、2及び3以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

第4 事業評価の実施及び結果等の公表

1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1の事業については、当該予算に係る年度の前年度末までに実施する。
- ② 第3の2（1）の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の2（2）の事業については、事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2（3）の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ⑤ 第3の3（1）の事業については、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ⑥ 第3の3（2）の整備計画については、計画期間の終了後又は計画期間の最終年度中に実施する。

2 評価結果、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 令和2年2月18日 一部改正

香川県公共事業評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議を招集することが適切でないと認められるとき、委員の同意を得て、委員への持ち回りの審議により会議の開催に代えることができる。

(意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町（一部事務組合を含む。）から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正
- 5 令和元年7月30日 一部改正
- 6 令和3年8月20日 一部改正

香川県公共事業評価委員会傍聴要領

(この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

(傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めたときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

(傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

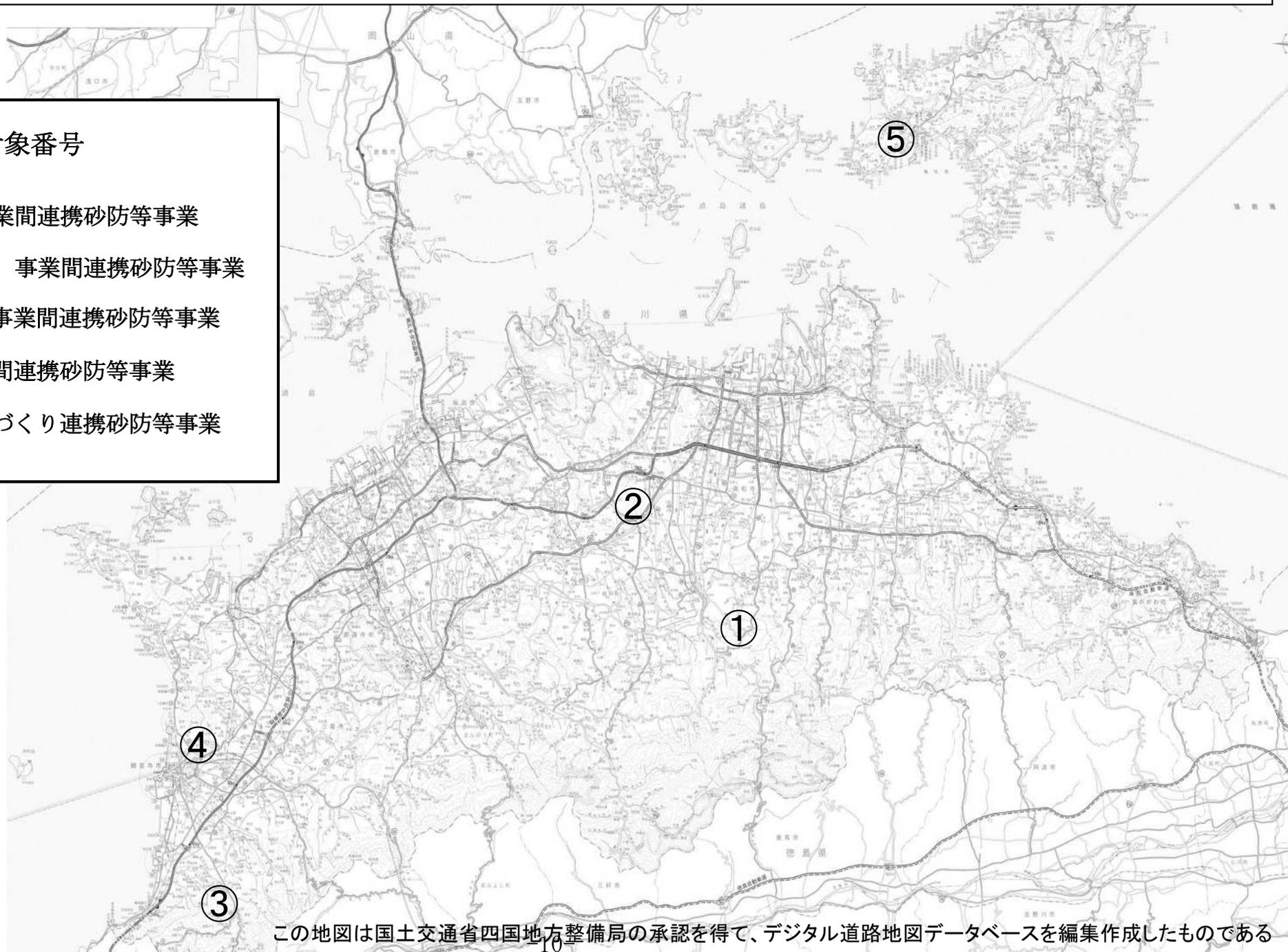
附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。

令和7年度 事業評価 【新規事業採択時評価】 対象事業位置図

○数字は評価対象番号

- ①久保田地区事業間連携砂防等事業
- ②平岡西川（1）事業間連携砂防等事業
- ③丸山川（2）事業間連携砂防等事業
- ④岡西谷川事業間連携砂防等事業
- ⑤大木戸川まちづくり連携砂防等事業



この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである

令和7年度 事業評価【新規事業採択時評価】対象事業総括表

令和7年10月現在

| 評価対象番号 | 事業名 | 道路・河川名等 | 事業主体 | 工事箇所 | 着手年度 | 事業完了予定年度 | 総事業費(百万円) | 事業の必要性等 | 対応方針(案) | 概要 |
|--------|--------------------------|---------|------|------------|--|----------------|-----------|---|---------|------|
| 1 | 久保田地区 事業間連携砂防等事業 | 久保田地区 | 香川県 | 高松市 | 【交付金】 2019年 (R元) 【個別補助】 2026年 (R8) | 2030年 (R12) | 480 | 久保田地区は、保全対象として県道中徳三谷高松線(避難路)、東谷コミュニティーセンター(避難所)及び人家5戸を含む急傾斜地である。当該地区の地質は風化花崗岩であり、斜面状況は風化が進み、将来の大雨によりがけ崩れの危険性が高まっている状況にあり、がけ崩れが発生すれば、斜面下に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の急傾斜地崩壊対策が必要である。 | 実施 | 資料-1 |
| 2 | 平岡西川(1) 事業間連携砂防等事業 | 平岡西川(1) | 香川県 | 高松市 | 【交付金】 2019年 (R元) 【個別補助】 2026年 (R8) | 2030年 (R12) | 270 | 平岡西川(1)は、土砂災害警戒区域内の保全対象として国道32号(第1次輸送確保路線)、県道高松琴平線、市道及び人家115戸を含む溪流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。 | 実施 | 資料-2 |
| 3 | 丸山川(2) 事業間連携砂防等事業 | 丸山川(2) | 香川県 | 観音寺市 | 【交付金】 2019年 (R元) 【個別補助】 2026年 (R8) | 2030年 (R12) | 300 | 丸山川(2)は、土砂災害警戒区域内の保全対象として県道観音寺佐野線、市道及び人家20戸を含む溪流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。 | 実施 | 資料-3 |
| 4 | 岡西谷川 事業間連携砂防等事業 | 岡西谷川 | 香川県 | 観音寺市 | 【交付金】 2017年 (H29) 【個別補助】 2026年 (R8) | 2030年 (R12) | 282 | 岡西谷川は、土砂災害警戒区域内の保全対象として県道室本流岡線、市道及び人家172戸を含む溪流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。 | 実施 | 資料-4 |
| 5 | 大木戸川 まちづくり連携 砂防等事業 | 大木戸川 | 香川県 | 小豆郡 土庄町 | 【交付金】 2017年 (H29) 【個別補助】 2026年 (R8) | 2030年 (R12) | 312 | 大木戸川は、土砂災害警戒区域内の保全対象として町道、大木戸自治会館(避難所)及び人家228戸を含む溪流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。 | 実施 | 資料-5 |

新規事業採択時評価の視点と対応方針決定の考え方

■ 新規事業採択時評価の視点

① 事業の必要性等に関する視点

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 2) 事業の投資効果
- 3) 事業の進捗状況

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等

■ 対応方針決定の考え方

| 新規事業採択時評価の視点 | | 対応方針 |
|--------------|----------------|------|
| ①事業の 必要性等 | ②事業の進捗の 見込み | |
| ○ | ○ | 実施 |

新規採択時評価実施要領

- 国土交通省所管公共事業の新規採択時評価実施要領・・・・・・・・・・14
- 砂防事業等の新規事業採択時評価実施要領細目・・・・・・・・・・19

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領

公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、個々の事業における公共事業としての果たすべきミッションを明確化し、事業特性に応じて、インフラが将来にわたって利用されることによる地域や国の価値・魅力・競争力向上への貢献、社会への波及的影響等の観点や費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。ただし、水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するもの又は水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）

第3 評価を実施する事業

評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費を予算化しようとする事業
- 2 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業。ただし、次に掲げる事業で、

事業採択（事業費の予算化をいう。以下同じ。）前の準備・計画段階で着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

- ① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化するものに限る）。
- ② 実施計画調査費を予算化するダム事業

第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、本省又は外局（以下「本省等」という。）とする。
- (2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所ですべての予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
- (3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - ① 直轄事業 地方支分部局等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、評価を受けるために必要な資料（以下「評価に係る資料」という。）を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。
 - ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、当該事業の予算化等について、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。
 - 2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに（間接補助事業の場合については、地方公共団体と十分な調整を図るものとする。）、

本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

(4) 河川事業、ダム事業における評価の実施手続きについては、河川法に基づく河川整備計画の策定・変更の手続きの活用を図るものとする。

2 評価結果、採択箇所等の公表

所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所ですべて予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

3 関係資料の保存

(1) 所管部局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び採択箇所等に関する資料を保存するものとする。

(2) 地方支分部局等、独立行政法人等、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

① 1(1)の規定については、「本省又は外局（以下「本省等」という。）」を「地方支分部局等」と読み替えるものとする。

② 1(3)の規定については、以下のとおりとする。

- 1) 1 (3)②2) 及び③に掲げる種類の事業については、1 (3)②2) 及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。
- 2) 1) の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針を本省等に送付するものとする。
- ③ 2 の規定については、「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）」を「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）」及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 評価の手法

1 評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、学識経験者等から構成される委員会（以下「評価手法研究委員会」という。）を設置し、意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの評価手法を第6に定める公共事業評価システム検討委員会に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。
- (4) 評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 評価手法の改善

所管部局等は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

3 公共事業評価手法研究委員会

評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するため、国土交通省に学識経験者等から構成する公共事業評価手法研究委員会を設置する。また、必要に応じて、研究委員会の下に分科会を設置する。

第6 公共事業評価システム検討委員会

国土交通省所管公共事業の事業評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、国土交

通省に公共事業評価システム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。検討委員会は、事業評価の実施要領の改定等の事業評価に係る重要事項について検討し、決定する。また、検討委員会は、必要に応じて、検討委員会の下に事業特性に応じた部会を設置し、評価の適正化に関する検討を行うものとする。なお、このほか、詳細については、別途定めるものとする。

第7 その他

1 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

2 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの新規採択時評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第8 施行

1 本要領は、令和7年9月18日から施行する。

ただし、本要領の規定は、令和8年度以降に適用する。

2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（平成6年6月27日改定）」は、廃止する。

砂防事業等の新規事業採択時評価実施要領細目

第1 目的

本細目は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業（以下「砂防事業等」という。）の新規事業採択時の評価を実施するための運用を定め、もって適正に新規事業採択時評価を実施し、砂防事業等の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 新規事業採択時評価の対象とする事業の範囲

砂防事業等のうち、以下の事業を除く全ての事業を対象とする。

- (1) 砂防激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る緊急事業
- (2) 砂防管理
- (3) 災害復旧に係る事業

第3 新規事業採択時評価を実施する事業

1 事業評価の単位の取り方

砂防事業等における新規事業採択時評価の実施単位（以下「評価単位」という。）は、原則として、以下の通りとする。ただし、一連地区の施設配置計画に基づく事業等は、必要に応じて適切に評価単位を設定するものとする。

- (1) 砂防事業については、水系、山系や幹川等の単位
- (2) 地すべり対策事業については、施工区域単位
- (3) 急傾斜地崩壊対策事業については、施工区域単位

第4 新規事業採択時評価の実施及び結果等の公表

1 新規事業採択時評価に係る資料

新規事業採択時評価に係る資料は、本細目第5に定める評価項目について整理した資料とする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

2 資料の提出先

直轄事業については新規事業採択時評価に係る資料を本省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課に提出するものとし、補助事業については新規事業採択時評価に係る資料を当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を経由して、本省水管理・国土保全局砂防部保全課（以下「保全課」という。）に提出するものとする。ただし、補助事

業において地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業については、地方支分部局は別紙①により補助金交付等に係る対応方針等を保全課に提出するものとする。

3 都道府県からの意見聴取について

直轄事業については砂防法（明治30年法律第29号）第14条第2項及び第17条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第28条第1項、第2項及び第3項の規定により費用を負担することになる都道府県の意見を聴くものとする。意見の聴取については本省にて行うものとし、その実施時期は学識経験者等の第三者から構成される委員会等への意見聴取を行う前までに行う。

第5 新規事業採択時評価の手法

1 新規事業採択時評価の項目

砂防事業等については、原則として以下の評価項目に基づいて新規事業採択時評価を実施するものとする。

- (1) 災害発生時の影響
- (2) 過去の災害実績
- (3) 災害発生の危険度
- (4) 地域開発の状況
- (5) 地域の協力体制
- (6) 事業の緊急度
- (7) 災害時の情報提供体制
- (8) 関連事業との整合
- (9) 代替案立案等の可能性
- (10) 費用対効果分析 等

なお、環境整備に係わる事業にあつては(4) (5) (6) (8) 及び(10)に加え、

- (11) 溪流の利用状況
- (12) 溪流及び周辺の状況 等

2 評価の手法

新規採択候補事業において、上記評価項目ごとの評価結果を踏まえ、総合的な視点から採択優先度を決定するとともに、予算上の制約条件等を考慮の上、新規採択箇所を決定するものとする。なお、評価項目の一つである費用対効果分析については、別に定める以下のマニュアルに基づき算定するものとする。

- (1) 砂防事業については、「砂防事業の費用便益分析マニュアル（案）」、「土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」及び「治水経済調査マニュアル（案）」
- (2) 地すべり対策事業については、「地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」及び「治水経済調査マニュアル（案）」
- (3) 急傾斜地崩壊対策事業については、「急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」及び「治水経済調査マニュアル（案）」

第6 施行

- 1 本細目は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 本細目の施行に伴い、令和3年3月30日に改定された「砂防事業等の新規事業採択時評価実施要領細目（国水河計第82号）」は廃止する。